

福岡県介護福祉士修学資金等の概要（令和3年度版）

1. 福岡県介護福祉士修学資金等とは

介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等または実務者研修施設等に在学する学生で、将来福岡県内において介護業務等に従事しようとする方に対し資金の貸付を行い、その修学を容易にすることにより、介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保を図ろうとするもの。

「介護福祉士修学資金」「社会福祉士修学資金」「介護福祉実務者研修受講資金」の総称。

2. 貸付対象者

- (1) 福岡県内の対象養成施設又は実務者研修施設に在学する者。
または、県内在住で、県外の対象養成施設又は実務者研修施設の通信課程に在学する者。
- (2) 優秀な学生であると養成施設等又は実務者研修施設の長が推薦する者。
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要としていること（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の収入額基準を満たすこと）。
- (4) 同種の修学資金、又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていない者。

※ 独立行政法人日本学生支援機構の「奨学金」または日本政策金融公庫の「国の教育ローン」利用については、本修学資金の貸付けを妨げるものではない。

※ 令和元年10月9日付の厚労省通知によって、「専門実践教育訓練給付金」および「特定一般教育訓練給付金」と本修学資金の併用を認める旨が通知された。

※令和2年4月から開始された“高等教育の無償化制度（授業料減免・給付型奨学金）”の対象となる場合は、優先して同制度を利用すること。

なお、同制度との併用可否については、次の取り扱いとする。

①授業料等減免の対象者については、減免後も自己負担が生じる場合に限り、「月額」あるいは「入学準備金」の貸付対象とする。ただし、自己負担の範囲内かつ貸付限度額の範囲内とする。

②給付型奨学金の対象者については、「生活費加算」貸付の対象とはしない。

- (5) 養成施設又は実務者研修施設を卒業後、県内の社会福祉施設等で介護業務・相談援助業務等に従事しようとする者。

【補足】・上記要件を満たせば、外国人留学生も貸付対象。

・実務者研修受講資金において、受講時点で実務経験が3年に満たない者も貸付対象。

3. 貸付金額等

- (1) 貸付額 次頁に記載
- (2) 利子 無利子
- (3) 貸付期間 養成施設等または実務者研修施設の在学期間
- (4) 連帯保証人 原則1名（法人可） 詳細はP.4参照

【貸付額一覧表】

	介護福祉士	社会福祉士	実務者研修
月額	5万円以内	5万円以内	20万円以内 (1回のみ)
入学準備金	20万円以内	20万円以内	
就職準備金	20万円以内	20万円以内	
生活費加算	加算対象者のみ申請可	加算対象者のみ申請可	
国家試験受験対策費用	1年度につき4万円以内	なし	

- 【補足】
- ・介護福祉士、社会福祉士修学資金は年4回に分けて送金予定。（6月、9月、12月、3月）
 - ・実務者研修受講資金は、年間を通して随時送金予定。（申請受理から約1か月後）
 - ・初回送金時に入学準備金を、卒業年度の最終送金時に就職準備金をそれぞれ送金予定。
 - ・養成施設入学時点において社会福祉施設等で勤務している場合は、就職準備金の申請不可。
 - ・国家試験受験対策費は、毎年6月に1年度分ずつ送金予定。
 - ・生活費加算については [P.7 参照](#)

4. 申請手続き

必要書類を揃え、養成施設または実務者研修施設で取りまとめのうえ福岡県社会福祉協議会へ提出する。

5. 貸付契約の解除

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸付契約の解除の申し出があったとき
- (6) 修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

6. 貸付の休止

修学生が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を休止する。

7. 貸付金の当然免除

- (1) 養成施設または実務者研修施設を卒業し、原則1年以内に資格登録後、福岡県の区域（※1）において、介護福祉士または社会福祉士として、下記の期間介護業務等に従事したとき

介護福祉士修学資金または社会福祉士修学資金の借受者	5年間
ただし、中・高年離職者（※2）に該当する場合 または 県内の過疎地域（※3）で従事した場合	3年間
介護福祉士実務者研修受講資金の借受者	2年間

- ※1 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で業務に従事する場合は全国の区域。
また、被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県）における業務従事は免除対象期間として算入可。
- ※2 養成施設入学時において、45歳以上かつ離職して2年以内の者。
- ※3 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する、下記21市町村。

市 … 大牟田市、飯塚市のうち旧筑穂町の区域、田川市、八女市、宗像市のうち旧大島村の区域、嘉麻市、朝倉市のうち旧杷木町の区域、みやま市
町 … 芦屋町、小竹町、鞍手町、香春町、添田町、川崎町、大任町、福智町、みやこ町、上毛町、築上町
村 … 東峰村、赤村
※令和3年4月以降の対象地域については、4月以降に本資料で御確認ください。

- (2) 介護業務等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき

- 【補足】・雇用形態は問わないが、返還免除対象期間の算定基準は下記のとおり。
- 「5年間」…在職期間が通算1, 825日以上かつ従事期間が900日以上
- 「3年間」…在職期間が通算1, 095日以上かつ従事期間が540日以上
- 「2年間」…在職期間が通算 730日以上かつ従事期間が360日以上

8. 貸付金の返還

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 卒業後、原則1年以内に、介護福祉士または社会福祉士として県内の区域で介護業務等に従事しなかったとき

- ※ 卒業年度の国家試験に不合格だった場合は、翌年度の試験まで返還猶予を認める。翌年度以降に不合格だった場合についても同じ取扱いとする（ただし、令和元年度以前の貸付契約者については、翌々年度の試験までを限度とし返還猶予を認める）。
- なお、資格登録以前の介護業務等への従事については、返還免除対象期間として算入することはできない。
- ※ 実務者研修修了時点で実務経験が3年に達していない場合は、国家試験受験資格を得るまでの期間について返還猶予を認める。初回受験後の取扱いは前項のとおり。
- ※ 介護福祉士資格の経過措置対象者の取扱いについては P.6 参照

- (3) 県内で介護業務等に従事しなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡、または心身の故障により介護業務等に従事できなくなったとき

- 【補足】・返還金納入方法は本会指定口座への振込とする。
- ・返還期限は、返還事由が生じた月の翌月から起算して貸付を受けた月数の2倍の期間以内とし、一括・半年賦・月賦いずれかを選択可。

9. 貸付金の返還猶予

- (1) 資格取得後、県内において介護業務等に従事しているとき。
 - ・・・免除対象となる規定年数（2～5年）について返還猶予を認める。
- (2) 貸付契約が解除された後も、引き続き養成施設等に在学しているとき。
 - ・・・卒業までの期間については返還猶予を認める。
- (3) 卒業後、さらに他種の養成施設等において修学しているとき。
 - ・・・在学期間については返還猶予を認める。
- (4) 貸付を受けた者に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。
 - ・・・特別に承認が認められた場合、復帰するまでの期間の返還猶予を認める。
- (5) 国家試験に不合格の場合
 - ・・・次回試験を受験する意思のもと、返還猶予を認める。

10. 貸付金の裁量免除

- (1) 死亡、または障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、債務の全額及び一部を免除する場合がある。
- (2) 貸付を受けた期間に相当する期間（介護福祉士実務者研修受講資金の場合は1年）以上介護業務等に従事したときは、返還の債務の額の一部を免除する場合がある。

【補足】 ・個々の状況を確認のうえ本会で審査を行うため、一律に適用されるものではない。

11. 連帯保証人について

申請にあたり、原則1名の連帯保証人が必要。

申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、法定代理人が連帯保証人の要件（債務負担能力）を満たさない場合、要件を満たす連帯保証人をさらに1名追加する必要がある。また、個人だけでなく、法人も認める。

申請者		連帯保証人	
		要件（概略）	人数
成年	日本国籍	→ 個人または法人	1名
	外国籍	→ 個人または法人	1名
未成年	日本国籍	→ 法定代理人（法定代理人に債務負担能力がない場合は、要件を満たす個人または法人を連帯保証人に追加）	1～2名
	外国籍	→ 法定代理人（法定代理人が海外在住または債務負担能力がない場合は、要件を満たす個人または法人を連帯保証人に追加）	1～2名

※申請者（未成年者）に法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合は、個別にご相談ください。

■連帯保証人が個人の場合

（1）要件

- ・原則として県内に居住し、独立の生計を営む成年者
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことのできる者
- ・本修学資金貸付を受けておらず、他の貸付対象者の連帯保証人となっていない者

（2）貸付申請時の提出書類

- ・印鑑登録証明書
… 3か月以内に取得した原本

（3）留意点

- ・貸付申請書には勤務先名称、月平均収入、本人との関係を記入すること。

■連帯保証人が法人の場合

（1）要件

- ・法人登記簿に記載された法人であること
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことができる（貸付予定額以上に資産を有している）法人

（2）貸付申請時の提出書類

ア 履歴事項全部証明書

… 3か月以内に取得した原本

イ 印鑑登録証明書

… 3か月以内に取得した原本

ウ 前年度の決算書類

…会社法第435条に定める計算書類または金融商品取引法第79条70に定める財務諸表等。

例) 社会福祉法人 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書（法人統括分のみで可）等

その他法人 貸借対照表、損益計算書（法人統括分のみで可）等

エ 各申請者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定の証拠書類

…決議機関における議事録の写しまたは法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。

貸付申請期限内に上記書類提出が困難な場合に限り、「保証人承諾書（様式第34号）」を添付すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、該当書類を本会あて追加で提出すること。

（3）留意点

- ・貸付申請書には本人との関係を記入すること。
- ・法人において、資産額の範囲内で複数の修学生の保証人となることは差し支えない。
- ・既に連帯保証人として本会から承認を受けた法人が、同年度内に別の申請者の保証人となる場合において、上記提出書類のうちア～ウの提出を省略することができる。ただし、ア・イについては、当該申請日から3か月を経過していないことを要する。

12. 介護福祉士資格の経過措置該当者への対応

平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に介護福祉士養成施設を卒業した（する）者への経過措置に関して、本貸付事業での取り扱いは下記のとおり。

（1）返還当然免除要件

国家試験の合否または受験の有無にかかわらず、経過措置対象者（養成施設を卒業後、5年間の有効期限付きで資格を所持している者）が、県の区域内において規定年数継続して返還免除対象業務に従事した場合、返還免除の対象となる。

ただし、国家試験受験対策費用申請者は、卒業年度の国家試験は必ず受験すること。受験しなかった場合、返還免除対象業務に従事したとしても国家試験受験対策費用のみ返還となる。

※受験したが不合格だった場合は、国家試験受験対策費用の返還は不要。

（2）国家資格登録証の写しについて

卒業後、受験の状況によって、下記のとおり国家資格登録証を提出すること。

状態	提出が必要な書類
卒業年度の国家試験に合格	・ 国家資格登録証の写し
卒業年度の国家試験に不合格・未受験	・ 国家資格登録証の写し ・ <u>資格登録有効期限通知の写し</u>
↳ 翌年度以降の国家試験を受験し、合格したとき	・ <u>資格登録有効期限解除通知の写し</u> (手元に通知が届いたら随時提出)
育児休業等によって有効期限を延長したとき	・ <u>資格登録有効期限変更通知の写し</u> (手元に通知が届いたら随時提出)

※ 返還免除要件を満たす前に、離職などの理由で介護福祉士資格を失効した場合は、資金返還となる可能性あり。

13.生活費加算

生活保護世帯の子等が高校卒業後に本制度対象の養成施設へ進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる生活費加算を上乗せすることができる。

1. 申請対象者

- (1) 生活保護受給世帯の子
※ただし、養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提。
※高校在学中に本貸付事業の申請を行うことが可能。申込手順は [P.8](#) を参照。
- (2) 市町村民税非課税世帯の子
- (3) 市町村民税減免世帯の子
- (4) 国民年金保険料掛金の減免世帯の子
- (5) 国民健康保険料の減免又は徴収猶予世帯の子

2. 経済状況等確認書類

生活費加算を申請する場合は、下記書類を提出すること。

	対象区分	必要書類
1	生活保護受給世帯の子	生活保護受給証明書 生活保護変更決定通知
2	市町村民税非課税世帯の子	非課税証明書
3	市町村民税減免世帯の子	減免証明書
4	国民年金保険料掛金の減免世帯の子	減免証明書
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予世帯の子	減免又は猶予証明書

3. 生活費加算額 基準表

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

【級地区分ごとの市町村（福岡県）】

級地区分	市 町 村 名
1級地－1	なし
1級地－2	北九州市、福岡市
2級地－1	久留米市
2級地－2	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荇田町
3級地－1	柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、嘉麻市、朝倉市
3級地－2	上記以外の市町村

4. 生活保護世帯の子への貸付内定の流れ

生活保護世帯の子については、養成施設入学前の貸付内定手続きを行うことができる。

項 目	内 容
①貸付申請	申請者は本会へ下記書類を提出する。 ・貸付申請書 ・生活保護証明書または保護変更決定通知書の写し ・住民票 ・在学中の学校が作成する調査書
②福祉事務所意見の確認	申請を受けた県社協は、申請者の居住地を所管する福祉事務所に対して、貸付予定額の報告を行うとともに、自立助長の効果に関する意見回答を依頼する。
③貸付内定通知	県社協から申請者および福祉事務所に対して、貸付内定を通知する。
④合否の報告	申請者は受験後、養成施設から合否通知を受けたときは、その結果を速やかに本会に対して報告する。
⑤保護変更日（世帯分離）の確定及び保護変更決定通知書の交付	福祉事務所は保護変更日（世帯分離）を確定し、申請者に対して保護変更決定通知書を交付するとともに、本会に写しを提出する。
⑥貸付決定（入学後）	申請者は本会へ下記書類を提出し、貸付決定手続きを行う。 ・貸借契約書 ・連帯保証人の印鑑証明証 ・振込口座申請書（通帳コピー添付）
⑦貸付決定の報告	本会から福祉事務所及び進学先の養成施設に対して、貸付決定を行った旨を報告する。
⑧貸付金送金	本会から申請者の指定口座に貸付金を送金する。 送金日は他の申請者と同日となる。

※生活保護世帯の子が内定手続きを行わなかった場合、入学後（通常スケジュール）での申請可。

14.申請書類

	提出書類	備考	部数
申請者本人に係る書類	貸付申請書（様式第1-1、2号）	別紙記入例あり。 介護福祉士・社会福祉士養成施設は様式第1-1号、実務者研修施設は様式第1-2号。	1部
	修学生推薦調書（様式第2-1、2号）	介護福祉士・社会福祉士養成施設は様式第2-1号、実務者研修施設は様式第2-2号。	1部
	貸借契約書（様式第9-1、2、3号）	別紙記入例あり。 申請する資金によって様式が異なり、2部のうち1部に収入印紙の貼付が必要。	2部
	住民票（世帯全員分）	3か月以内に取得した原本。 <u>外国人留学生の場合は、国籍および在留資格が記載されたものとする。</u>	1部
	所得証明書（世帯全員分）	3か月以内に取得した原本。 <u>外国人留学生の場合は、「経済状況申告書（様式第33号）」で代用可。</u>	1部
	申請者の印鑑証明証	3か月以内に取得した原本。ただし、申請者本人が印鑑登録をしていない場合に限り省略可。	1部
	振込口座申請書（様式第32号）	—	1部
	振込指定口座の通帳コピー	銀行・名義・番号が分かるページ。	1部
個人保証	連帯保証人の印鑑登録証	3か月以内に取得した原本。	1部
法人保証	履歴事項全部証明書	3か月以内に取得した原本。 同年度内に複数の申請者に対して保証人となる場合は1部のみ提出。（ただし、3か月经過している場合は同年度内においても再提出が必要。）	1部
	法人の印鑑登録証		1部
	法人の意思決定の証拠書類 または保証人承諾書（様式第34号）	決議機関における議事録の写し、または法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。これらが貸付期限内に提出困難な場合に限り、「保証人承諾書」を提出すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、本会あて提出すること。複数の申請者に対して保証人となる場合は、各申請者毎に提出が必要。	1部
	前年度の決算書類	社会福祉法人であれば資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表等、その他法人であれば貸借対照表・損益計算書等（法人統括分のみ）。前年度分の提出が困難な場合は前々年度分とする。	1部
対象者のみ	※経済状況等確認書類	生活費加算申請者のみ。 課税証明書、生活保護受給証明書等。	1部
	※離職したことの証明書類	中高年離職者に該当する者のみ。 離職票や被保険者資格喪失通知の写し等。	1部

■申請書類作成時の注意点

(1) 基本事項

- ・貸付申請書、契約書は必ず両面印刷されたものを使用し、記入例を確認したうえで記入してください。
- ・全ての書類において、日付を記入する項目については書類作成日または提出日を記入してください。ただし、契約書裏面の契約日のみ空欄をお願いします。貸付決定後、本会で記入します。
- ・黒のボールペンで記入すること。鉛筆や、擦ると消えるペンで記入された書類は受理できません。
- ・書き損じた場合は、二重線で取り消したうえで記入者の訂正印を押してください。ただし、原則として契約書の書き損じは認められませんので、再作成をお願いします。
- ・外国人留学生において、書類の記入は原則として住民票の表記と同様に行うこととします。（氏名には、必ずフリガナを記入してください。）

(2) 所得証明書

前年度（令和2年度）分の取得が困難な場合は、前々年度（令和元年度）の所得証明書で構いません。

(4) 契約書の収入印紙

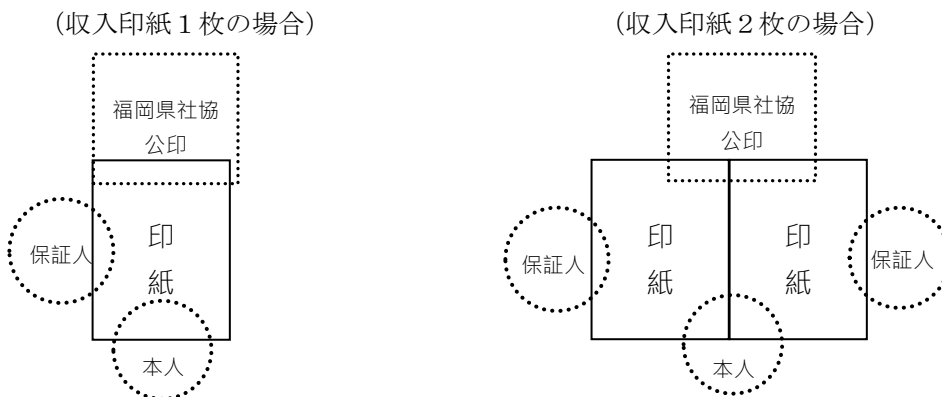
収入印紙には割印を押しますので、原則、該当金額分の印紙1枚をお願いします。
400円印紙を5枚使う等、割印が困難な貼付はご遠慮ください。

■契約に必要な収入印紙の金額

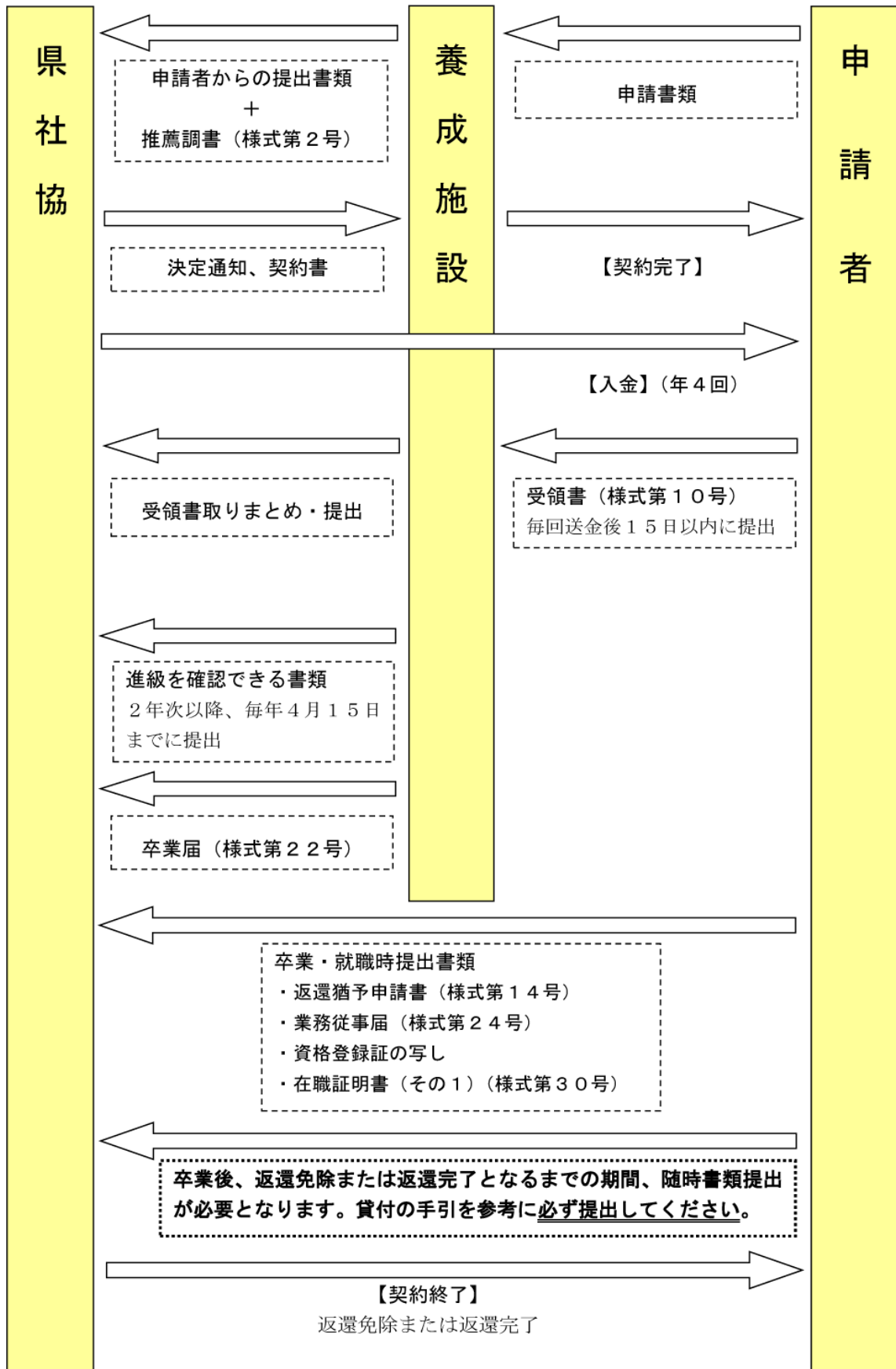
申請金額（総額）	収入印紙
～ 5万円	不要
5万1円 ～ 10万円以下	200円
10万1円 ～ 50万円以下	400円
50万1円 ～ 100万円以下	1,000円
100万1円 ～	2,000円

■収入印紙への割印の押し方の例

全ての印紙に押印がかかっている場合、押印位置は例と異なっても構いません。



〔介護福祉士・社会福祉士修学資金 申請手続・契約等の流れ〕



〔実務者研修受講資金 申請手続・契約等の流れ〕

